

我が国外貨換算会計基準（1995年改正） に関する一考察

New Japanese Accounting Standards on Foreign Currency Translation

白 木 俊 彦

Toshihiko SHIRAKI

I. はじめに

我が国企業会計審議会は1979年（昭和54年）に「外貨建取引等会計処理基準」（以後「外貨基準」という）を公表し、我が国企業の海外活動の包括的・一般的な会計処理基準を示した。そこでは我が国独自の会計処理を採用し、特に在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算基準としてテンポラル法理論を基本的に取り入れた修正テンポラル法を採用した。その後、長い間我が国の外貨表示財務諸表の換算会計処理の実務慣行として採用されてきたが、企業経営の国際化の進展を背景として1995年（平成7年）に改訂外貨建取引等会計処理基準（以後「改訂外貨基準」という）が公表された。本年3月期決算会社は2度めの適用となるが、1997年（平成9年）6月に公表された連結財務諸表原則およびその注解との関連で、外貨換算会計基準の内容も検討しなければならない課題がいくつか考えられる。

外貨表示財務諸表の換算が必要となる連結財務諸表作成の原則改訂は、我が国金融制度改革の中で早急に対応したものとしてとらえることができるが、今後の我が国会計制度全般からも重要な意味を持つ。そこでまず、金融制度改革と連結財務諸表制度との関連を述べ、金融制度改革の必要性及び基本的な考え方との関連で、外貨建取引等会計処理基準の検討すべき課題について述べていきたい。

II. 金融制度改革と連結財務諸表

大蔵省公表の「金融システム改革のプラン～改革の早期実現に向けて～」では、金融システム改革の必要性として3つを挙げている。それらの要点をまとめると、

第1は、我が国の経済社会システムを構造的に変革することで、経済の動脈としての金融システムを変革すること、

第2は、グローバル化・情報・通信技術革新が進展し、欧米金融市場において新金融商品が登場するなど、我が国金融市場を活性化させなければ空洞化してしまうこと、

第3として、資金の調達・運用が円滑に行われるように、市場の透明性・信頼性を確保しつつ、これまでの規制撤廃・緩和を取り入れた大胆な改革を実施する。それにより、マーケットメカニズムが最大限に活用され、最適資源配分が実現する金融システムが構築されること。

以上のように要点をまとめることができるが、これらの必要性から証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会及び外国為替審議会は2001年までに改革が完了するプランの検討を96年11月に開始した経緯がある。

プラン策定に当たっての基本的な考え方をみると、Free, Fair, Globalの3原則に照らして必要と考えられる改革を全て実行するものとされている。また、利用者の視点に立った取組みとして、投資家・資金調達者の選択肢の拡大、仲介者サービスの質の向上及び競争の促進、利用しやすい市場の整備、信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備という4つの視点を網羅していることを明らかにしている。ここでいう、「信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備」の中で、連結財務諸表制度の見直し、金融商品に関する会計基準の整備、会計士監査の充実、有価証券定義の拡大、証券取引法のルールの拡充等、検査・監視・処分体制の充実、証券取引における紛争処理制度の整備、早期是正措置の導入等企業会計に係る事項が列挙されている。これらの内容を見ても明らかなように、個別の会計問題のみを対象にしているとは完了できないほど幅広い内容である。しかもこれらの問題はそれぞれ難題な問題である。これまで我が国が伝統的に取り入れてきた評価基準としての取得原価主義会計制度そのものにも影響する重要な改革となっている。

したがって、これらの問題をすべて本稿で同時に論じられないので、また金融商品に関する会計基準等国際的にも現在進行中の未解決の内容も含まれており、これからの研究課題を整理しておく必要性から、本論では、99年3月期から段階的に実施される連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度の見直しに伴って問題になるであろう我が国改訂外貨基準の内容と課題を指摘することにする。

Ⅲ. 外貨建取引の会計処理

(1) 二取引基準

改訂外貨基準における外貨建取引の会計処理基準の特徴を、「改訂基準の要点と考え方」にそってみていくこととする。まず、基本的な考え方として、二取引基準の考え方を踏襲している。^(注1) 二取引基準の考え方は国際的に見ても採用されている考え

方であるが、詳細に検討すると、為替レート変動の影響をヘッジする取引とヘッジ対象物の取引との関係及び原始取引と為替レート変動差額との関係という二取引基準の問題がある。例えば、原始取引発生後にヘッジ取引をする場合、原始取引の円貨額を直物レートで換算した額とするのか、あるいは先物レートによる換算額と考えるのかという問題。あるいは、原始取引に発生する為替レート変動差額を収益・費用項目の変動の問題としてだけではなく資産・負債項目の変動についても検討しなくてよいのかという問題がある。これらの問題は、いずれも解釈が分かれるところであり、ヘッジ取引が普及している状況も関連するところである。^(注2) 我が国改訂外貨基準では、取引発生時以前に為替予約等により決済円貨額が確定している場合には、当該円貨額が付されるので、一取引とみなさずに、これまでの基準と同様に円建て取引としてとらえている。この場合、取引発生後に為替予約等を締結した場合、原始取引の記録をどのようにとらえるのか不明な点が残される。改訂外貨基準では振当処理を基本として、独立処理を前提としない点を考慮すると、一取引基準の考え方が基本にあるように解される。この点については、為替レート変動の影響額の認識、測定、開示に関連する根本的な問題である。

(2) 外貨建金銭債権債務の会計処理

外貨建金銭債権債務についてみると、国際的にはすべての貨幣項目に関する為替レート変動の影響は認識する傾向がある。この点、長短に区別して短期のものについてのみ為替レート変動の影響を認識する点は外貨基準で規定されたまま日本の特徴的な処理として維持されている。しかし、外貨建長期金銭債権債務に重要な為替差損が発生している場合について改訂外貨基準では、為替レート変動の影響を認識することとしている。この点は、重要な為替差損を注記で開示するのではなく、期間損益計算に反映させた点は重要な変更点として着目しなければならない。ここでの処理として考えられる、引当金を設定する会計処理は採用されなかった。

なお、外貨建長期金銭債権債務について重要な為替差損を認識する場合、実質的にヘッジしている二つの場合について規定している。

第1は、外貨建長期金銭債権又は債務に対応して、同一通貨建ての外貨建長期金銭債務又は債権等を保有することにより為替差損を減殺しているものについてである。^(注3) 当該減殺額を考慮し、同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務等に係る為替差益と相殺する場合、当該同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務等について決算日レートによる円換算額を付し、為替差益と相殺後の金額を為替差損として処理する。為替差損益の純額を認識する点は種々のヘッジ手段が行われるようになってきていることから、派生金融商品の会計処理との問題が今後の課題となる。

第2は、外貨建長期金銭債権債務等から生ずる為替レート変動の影響をヘッジする

目的で保有する外貨建短期金銭債権債務のうち、継続的に契約期間の更新又は長期契約への変更が確実に見込まれるものについては外貨建長期金銭債権債務としてみなされる点である。^(注4)

ここで、「確実に見込まれる」という点が、実務上問題になるところであり、会計担当者の判断に左右される余地を残す。

次に、先に述べたヘッジ取引との関係で改訂外貨基準の内容をみていく。外貨基準においても、長期為替予約に伴う差額の処理についての規定は注解4-2で示されていたが、外貨建取引の会計処理に関する今回の改正で特徴的な点として、個別予約と包括予約のうち個々の取引に振り当てることができるものについて規定を明確にしている点及び為替レート変動の影響をヘッジするために契約される取引を拡大してそれに係わる処理について規定している点が挙げられる。

これらの特徴の背景には、実需原則の撤廃により為替予約取引が普及し、原始取引との関連性が明確でないケースも多くなり、投機性のものとヘッジ目的が曖昧になってきたこと、ヘッジ取引の手法も多くなってきたことが指摘できるであろう。それは、為替予約と同様の経済的効果をもつものとして、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建て通貨オプションが例示されていることから理解できるが、派生金融商品の会計処理として個々の商品に対応するのか、あるいは国際的にもみることができる金融商品全体の会計処理として対応するのかという問題も考えていかなければならない。このように為替取引に関係する個々の派生金融商品を取り上げている点は日本的な対応として特徴付けることもできる。

ここで為替予約等の付されている外貨建取引の記録時の規定が、個別予約及び包括予約に区別して外貨基準より詳しく明示された点についてみていこう。注解5で「個別予約は外貨建取引ごとに個々に為替予約を付するものをいい、包括予約は外貨建取引の決済約定の状況に応じ、週又は月等の一定期間ごとの決済見込額の全部又は一部について包括的に為替予約を付すものをいう。」と説明され、包括予約の振当方法について注解8で取引時及び決算時の合理的な方法を規定している。合理的な振当方法は実務的には種々の方針があるものと考えられるが継続適用で恣意性は排除できよう。

外貨建金銭債権債務の決算時の処理として、為替予約又は通貨先物等が付されている外貨建金銭債権債務の決済時における円貨額が確定している場合には当該円貨額を付す処理が改訂外貨基準の基本的な考え方といえよう。為替予約又は通貨先物が付されているものとして、外貨建取引以前にヘッジ取引が付されて、取引記録時に当該円貨額で記録されているもの及び外貨建取引発生後にヘッジ取引が付されたものが含まれる^(注5)が、ヘッジ取引が、ヘッジ対象となる原始取引の発生時以前に契約されるなど実需取引の撤廃により様々なケースで利用されるようになってきたことから、ここ

で、個々のケースごとに為替予約に伴う差額の配分規定を整理しよう。

外貨建長期金銭債権債務について取引発生時以前に為替予約が付されている場合には、予約時までの為替レート変動による為替差損益を含めて、為替予約日の属する期から決済日の属する期までの期間に合理的な方法により配分し、各期の損益に算入する。重要性が乏しい場合には、当該差額を予約日又は決済日の属する期の損益として処理することが認められている。^(注6)

なお、為替予約が物品の売買又は役務の授受に係る外貨建長期および短期金銭債権債務について、取引発生時以前に締結されたものには注解6（外貨建金銭債権債務等に係る為替予約について）の適用はないとされている。^(注7)

また、外貨建長期金銭債権債務について取引発生時以後に為替予約が付されている場合には、外貨建取引は取得時又は発生時の為替相場で記録され、決算日に先物為替予約レートによる円貨額に直す処理が行なわれる。そして、その際発生する直直差額及び直先差額は為替予約日の属する期から決済日の属する期までの期間に合理的な方法により配分し、各期の損益として処理する。これは、旧外貨建取引等会計処理基準の内容を踏襲している。直直差額の認識時点について、森田哲彌教授は、「差益は当該債権債務が短期になったときであり、差損は予約時ということになる。」^(注8)と述べられている。しかし、改定基準で差損益とも期間配分することとしている論拠として同教授は「実務基準としてそこまで区別した取扱を求めることが適当かどうかという点、それから、現行基準に基づく実務をあえて変えなくてもさほど大きな支障はないのではないかという点などを考慮して、現行基準通りとしたと考えている。」^(注9)と説明されている。ただし、重要性が乏しい場合には、当該差額を予約日又は決済日の属する期の損益として処理することができることとした。

なお、外貨建長期金銭債権債務に為替予約を付した時点において直直差額も直先差額も重要な為替差損が発生している場合について、白鳥栄一教授が「この方法を認めると、重要な為替差損が発生した場合一事業年度の損失に計上することを避けるため、その時点で為替予約をし為替差損を将来の複数期間に按分するという決算操作が可能になってしまう。」^(注10)と重要な為替差損が発生した場合の為替予約を付す会計政策について懸念しているが、改訂基準では、予約時の損失として認識すべきであるという考えのようである。森田哲彌教授によれば「これを長期債権債務の直直差額であるからとの理由で期間配分することは、長期債権債務についての重要な為替差損の計上を求めた『改訂基準』の主旨に反すると解すべきである。」と述べられている。^(注11)

さて、外貨建短期金銭債権債務について取引発生時以前に為替予約が付されている場合は、取引時に、当該差額のうち、外貨建取引日から予約時まで生じている為替レート変動による額は、予約日の属する期の損益として処理し、直先差額は予約日の属する期及び決済日の属する期に合理的な方法により配分し、各期の損益として処理

できることとした。ただし、直先差額を予約日の属する期の損益として処理することも認められている。また、取引日以後に予約が締結された場合には、決算日において同様の処理がされる。

次に通貨スワップの付されている外貨建長期金銭債権債務について本基準では、通貨スワップ契約により当該契約期間満了日に支払うべき円貨額又は受取るべき円貨額と当該外貨建長期金銭債権債務の支払日又は受取日を期日とする為替予約による円貨額と比較して同等と認められる場合と認められない場合及び通貨スワップ契約時における支払円貨額又は受取円貨額と通貨スワップ契約期間満了時における受取円貨額又は支払円貨額が同額の場合に分けて決算時の処理が規定されている。同等と認められる場合には、当該外貨建長期金銭債権債務については当該通貨スワップ契約による円貨額を付し、同等と認められない場合には、当該支払日又は受取日を期日とする先物為替相場により換算した円貨額を付す。同額の場合には、当該外貨建長期金銭債権債務に当該円貨額を付すこととされている。^(注12)

外貨建長期金銭債権債務等に通貨スワップが契約されている場合、当該外貨建長期金銭債権債務等の取得時又は発生時の為替相場による円貨額と当該金銭債権債務に付すべき円貨額との差額（スワップ差額）は、当該通貨スワップ契約をした日の属する期からスワップ期間満了日の属する期までの期間にわたって合理的な方法により配分し、各期の損益として処理する。したがって、スワップ差額は為替予約という直先差額に相当とみなされて処理される。ただし、当該差額について重要性が乏しい場合には、当該差額を契約日又は決済日の属する期の損益として処理することができる。

外貨建短期金銭債権債務について通貨スワップが契約されている場合には、スワップ差額のうち、スワップ契約時までには生じている為替レート変動による額は契約日の属する期の損益として処理し、残額は当該通貨スワップ契約をした日の属する期及びスワップ期間満了前の属する期に合理的な方法により配分し、各期の損益として処理する。ただし、当該残額を契約日の属する期の損益として処理することが認められている。為替予約と同様の処理としてとらえられるが、日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第3号「通貨スワップの会計処理」（昭和62年7月）で規定されていたような通貨スワップを債務の交換と見る会計処理とは異なり、通貨スワップを為替予約の一種としてみた処理に統一し、為替予約の処理と同様の会計処理が規定されている。なお、通貨スワップ契約に係る受取円貨額合計又は支払円貨額合計のうち、利息に相当する部分の金額については、合理的な方法により処分することとされている。^(注13) また、取得時又は発生時の為替相場による円貨額と当該金銭債権債務等に付すべき円貨額との差額のうち次期以降に配分される額は、貸借対照表上、資産の部又は負債の部に記載する。^(注14)

次に、通貨オプションの付されている外貨建金銭債権債務についてみると、外貨建

短期金銭債権債務に付されている買建てオプションについて、権利行使価格が決算時の為替相場より著しく有利な状態にあり、権利行使が確実に見込まれる場合には、権利行使が行われたものとして為替予約と同様の処理を行う。改訂前では、単に、決算期末に外貨建短期金銭債権債務を決算日レートで換算するだけであったが、改訂外貨基準のもとでは、権利行使価格で確定するとともにオプション料も費用計上される。

決算基準を全面的に取り入れることは避けているが、より確実性の高いオプション取引については為替レート変動の影響を認識し、実態を開示しようとする内容ではある。しかし、金融制度改革の趣旨との関連でみれば、不十分と言わざるをえない。

日本経済新聞によれば、「円相場の乱高下による為替差損を避けようと、輸出入企業などが積極的にオプションを利用し始めたためだ。東京市場の九七年の年間取引額は約四千六十七億ドルと前年比三割以上増え、約二割増の直物、先物・スワップ取引の伸び率を上回った。」^(注15)とされ、オプション取引量が増加するにつれ、平成2年5月に公表された「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の整備と金融商品の時価評価との関連で外貨換算会計基準も確定していくが必要になるう。

また、ヘッジ手段が多くなってきたことを背景として、「ヘッジしなければスペキュレーションとする考え方」を基準の理論構築にあたりどのように取り入れていくべきか議論が必要であろう。

(3) 外貨建有価証券の会計処理

改訂外貨基準では、基本的には一年基準により長期、短期の決済期日にしたがって分類し、長期に償還される外貨建保有社債その他の債券について、取得時の為替相場による円換算額を付すことにしている。^(注16)ただし、重要な為替差損が生じている場合には、外貨建金銭債権債務と同様に為替予約等が付されていることにより決済時における円貨額が確定しているもの及び転換社債を除いた当該外貨建債券について決算時の為替相場による円換算額を付すこととしている。この場合、同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務を有し為替差損が減殺されているものについては当該減殺額を、外貨建長期金銭債権債務の場合と同様に考慮している。

また、決算日の翌日から起算して一年以内に償還される外貨建保有社債その他の債券については、決算時の為替相場による円換算額を付し、為替レート変動の影響額を認識、開示する。ただし、転換請求の可能性がないと認められるものは除いた転換請求期間満了前の転換社債は、取得時の為替相場による円換算額を付し、為替レート変動の影響は認識しない。

外貨建有価証券に低価基準を適用する場合には、外貨による原価と時価の比較ではなく、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額と、本邦通貨によ

る簿価のうちいずれか低い価額を付す。在外支店の有価証券の場合は、外貨によって測定された時価を決算日レートで円換算した額と外貨による取得原価を取得時の為替レートにより円換算した額（前事業年度以前に評価減した場合は当該円換算額）の比較である。

外貨基準注解6では外貨建有価証券及び在外支店が保有する有価証券に低価基準を適用する場合、外貨によって測定された時価を決算日レートで円換算した額と本邦通貨による簿価（在外支店の有価証券は取得時の為替レートにより円換算した額）を比較している。

外貨基準における在外支店の場合の場合には、取得原価に取得時の為替レートを乗じた金額を原価としているのに対して本国の場合には本邦通貨による簿価を原価としている。

外貨基準では在外支店には原価は一定しているが、改訂外貨基準では本邦通貨による簿価は評価減されている場合には変化する。また、本邦通貨による簿価と取得原価に取得時の為替レートによる円換算額との違いが何かである。外貨基準では在外支店について本国の処理と異なる基準であったが、改訂外貨基準では一致していると考えられる。改訂外貨基準では、原価は簿価として、より保守的に差損の認識をするように改訂されたと解される。

改訂外貨基準では、時価が著しく下落し評価額の引下げが求められる場合の時価は、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額で、また、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合の実質価額は、外国通貨による実質価額を取得時の為替相場により円換算した額によることとされている。

Ⅳ. 外貨表示財務諸表の換算会計

企業の国際化を背景として1995年6月改正で在外子会社の外貨表示財務諸表の換算基準として決算日レート法を我が国外貨基準では採用した。実務を考慮した改正ではあるが結果的には世界的な動向である決算日レート法が換算方法として認められた。この点は会計基準の国際的調和が進められたとみることができる。しかし、国際的に採用されている状況アプローチとは異なる等以下のような我が国独自の特徴が認められる。

まず第1の特徴は、在外支店と在外子会社という在外事業体の形態に着目して換算方法を区別しているのは先進諸国の基準書と比較しても珍しい。

在外支店の財務諸表項目の換算基準について修正テンポラル法を採用し、在外子会社の場合には決算日レート法を採用していることは、我が国特有の状況的アプローチといえよう。

第2の特徴として決算日レート法における為替換算調整勘定を資産の部又は負債の部に開示する点は修正テンポラル法と同様で我が国特有の処理である。為替換算調整勘定の基本的な捉え方は修正テンポラル法と同様であるといえる。それでは具体的に改訂外貨基準の考え方を検討してみよう。

(1) 損益計算書の換算レート

我が国改訂外貨基準では、「収益及び費用は決算時の為替相場または期中平均相場により換算する。」^(注17)と規定されている。英国実務基準書（SSAP20）においても、決算日レートあるいは期中平均レートを適用する^(注18)こととされている。米国財務会計基準書（SFAS52）では、収益・費用項目は発生日の為替相場で換算するが、期中平均の為替相場の使用を認める^(注19)こととされている。したがって、この場合、純損益は換算後の収益と費用の差額として計算される。改訂国際会計基準第21号（以下「IAS21」と略す）の在外事業体の換算処理は「在外事業体が超インフレ経済下の通貨で報告する場合に、当該損益項目を決算日レートで換算しなければならないが、それ以外では、在外事業体の損益項目は取引日のレートで換算されなければならない」^(注20)とされている。改訂IAS21においても、実務上の理由で、取引日の実際レートに近似するレートも容認している^(注21)。そこで、各レートの根拠を整理してみると以下ようになる。

i 決算日レートで換算する論拠

「当期純利益は決算時に確定されたものであるもので、在外子会社等の貸借対照表の資本項目に含まれる当期純利益の額は決算時の為替相場で換算すべきであるとの考え方を採れば、在外子会社等の収益及び費用は決算時の為替相場で換算するのが適切である。」^(注22)

ii 期中平均レートの適用の論拠

「当期純利益は一期間にわたって生じたものであるもので、貸借対照表の資本項目に含まれる当期純利益の額は、期中平均相場により換算すべきであるという考え方を採れば、収益及び費用は期中平均相場により換算するのが適切である」^(注23)。また、「期中平均相場による換算は、また、月次決算、四半期決算等の利益の累計額として年次利益を計算する場合とも整合する。これらの点を考慮して、改訂基準では、収益及び費用の換算基準として決算時の為替相場と期中平均相場のいずれを用いることも認めることとした。」^(注24)と解説されている。

iii 取得時又は発生時の為替レート（HR）の論拠

IAS21では、損益計算書項目は決算日レート又は取引日の為替レート（もしくは実際のレートに近似するレート）を適用^(注25)していたが、公開草案第32号

(E32) では、HR主張理由として、当該期間中に発生した利益及びキャッシュ・フローを、より適正に反映すること、四半期及び半期の計算書はすでに公表された利益の修正表示を必要としない点が挙げられている^(注26)。

以上のように各レート論拠は整理できるが、この問題に関する考察は別の論考を参照していただきたい。^(注27)

(2) 為替換算調整勘定の位置づけ

i. 外貨表示財務諸表の換算と原価評価

外貨表示財務諸表の換算方法として決算日レート法が国際的にも広く採用されているが、決算日レート法の論拠を我が国においていかに説明するのかという問題が残されている。

米国において財務会計基準書第8号（以下、「SFAS8」という）が公表される際審議された問題の中に、決算日レート法の現行会計制度との整合性がある。その当時、米国は取得原価主義会計制度を基本として採用しており、決算日レート法は整合しないと判断しテンポラル法を採用したという経緯からも明らかなように、決算日レート法と取得原価主義会計との問題は解決されていない。しかし、決算日レート法を採用する基準の会計フレームワークは取得原価主義会計に限定しないものに変更されてきており、そのような国においては決算日レート法はもはや理論的に矛盾する換算方法ではないものと考えられている。しかし、我が国では基本的に取得原価主義会計制度を長い間維持してきており、近年広く主張される情報開示に対しても基本的な取得原価主義会計の考え方は原則として維持しているため、決算日レート法の論拠をどのように説明するかは注目される場所である。

また、我が国の外貨建取引の会計処理は取得原価主義会計に矛盾しないものであると解され、また外貨基準の修正テンポラル法は原価主義に整合した方法として考えられてきたように見える。しかし、改訂外貨基準では決算日レート法を採用したことから、その論理付けにおいて、外貨建取引の会計処理基準と外貨表示財務諸表の会計基準との整合性について意見が分かれている。

一つは、外貨表示財務諸表の換算について情報開示目的に対する適合性の観点からのみ議論すればよいという考えでいわば、決算日レート法を取得原価主義会計とは矛盾する方法と認めた上で積極的に採用する立場からみた考え方といえる。他方は、親会社の個別貸借対照表で子会社投資をその取得原価で評価するという個別財務諸表の考え方と矛盾するものであってはならないとする考えである。

この論理から仮に現行制度においても決算日レート法を理論付けするならば、

SFAS8の議論自体を否定することとなる。

この問題は、為替換算調整勘定の位置付けとも関係するので次で取り上げることにする。

ii. 為替換算調整勘定の本質と計算書における位置付け

我が国特有の貸借対照表の資産の部または負債の部に開示する論拠についてみてみよう。

森田哲彌教授は、為替換算調整勘定を実現損益とみるか未実現損益とみるかという視点から為替換算調整勘定の開示問題を考察されている。同教授は「連結会計上、親会社の立場からみてそれが利益の認識要件を充たしていると考えるのは、子会社で当期純利益が認識された時点では、その額（の子会社貨幣資本）は子会社に拘束されていず、その時点では親会社へ配当させることができる（親会社を取り立てようとすればできる）とみるからであろう。したがって、現地通貨の純利益をCRで円換算した額が連結純利益に含められて、連結剰余金を構成することになる。」^(注28)と、利益に決算日レートを適用する論拠について述べられ、親会社へ配当させることができる点に着目されている。

また、同教授が指摘している点は、為替換算調整勘定を認識要件を充たした損益（実現損益）として扱う立場からすれば、現行の会計制度上連結損益計算書をととして連結貸借対照表の連結剰余金に含めるべきであると主張される。改訂外貨基準では、「為替換算調整勘定は子会社等の財務諸表の換算過程で生じるものであり、現地通貨で認識された子会社等の資本の増減を意味するものではない」^(注29)という立場をとっている。ここでは、認識要件を充たしていない未実現損益の立場であれば、資産または負債の開示となるとされている。

在外子会社に利益が生じれば連結剰余金が増加し、損失が生じれば連結剰余金は減少することには異論はないが、親会社からみて処分可能かどうかにより決算日レートの適用が決定され、親会社に拘束されていれば換算差額は資産・負債の部に開示され、子会社に拘束されていても改訂規準では決算日レートが適用され、差額は資産・負債の部に開示される。しかし、当期純利益を決算日レートで換算する点については、議論が分かれるのではないだろうか。改訂外貨基準では、在外子会社の活動が独立しているケースのみ限定しているので、独立性の高い子会社だとしたら、処分可能性の視点ではSFAS52や改訂IAS21の理論性がどのように解されるのか疑問が残される。

このように我が国改訂外貨基準は取得原価主義会計及び損益計算における未実現利益の排除という原則に整合するよう為替換算調整勘定の開示を位置づけている。改訂外貨基準では、決算日レート法を採用したが、その取得原価主義会計制

度との整合性には明言を避け、むしろ換算差額の貸借対照表上の位置付けについて取得原価主義会計制度との整合性について独自性を残している点は特徴といえるが、問題でもある。ここでいう、子会社で当期純利益が認識された時点において子会社に拘束されないこととして、留保利益については子会社に拘束されていると区別している点は疑問が残るところである。留保利益についても、親会社に拘束力があるケースは考えられるのではないか。

さらに、子会社に拘束されないのであれば、親会社の立場から為替相場の変動の影響を識別できるように実態開示することは認められないのかこの点についても検討したい。連結グループ全体で、配分や納税が決定されるのであれば親会社あるいは持ち株会社の決定裁量は増えると考えられるが、独立事業体としての裁量を認めれば認めるほどこの点は問題になる。したがって、この点は個別財務諸表の問題と同様に、連結財務諸表における連結剰余金を処分可能利益の開示と考えるのかあるいは実態開示に基づく内容とするのかという根本的な問題となる。

V. おわりに

SFAS52において為替換算調整勘定に関し2つの解釈^(注30)、すなわち包括的利益の構成要素である未実現損益とみるか一般物価変動会計に類似した資本修正とみるかの二つの考え方を紹介しているが、いずれかについては確定せず、損益計算書を通さずに資本の部を構成することを認めた。その他の項目についても一部同様の論拠から、貸借対照表上の資本の部への開示を認めたため資本の部の内容が不明確な情報になったことから、損益計算書において包括的利益開示を導入する案が1996年公開草案「包括的利益の報告」で検討され、1997年6月に米国財務会計基準書第130号「包括利益の報告」(SFAS130)が公表された。そして、1997年12月15日以後開始される事業年度から英国に続いて米国においても実施されるようになった。

英国においては、包括的利益計算書と類似した対応として、1992年に財務報告基準第3号「財務成績の報告」で総認識利得・損失計算書を導入している。また、1996年国際会計基準公開草案第53号「財務諸表の表示(案)」(IASE53)においても包括的利益計算書と同様の「非株主取引による変動計算書」の導入が提案され、在外事業体の換算から発生する為替差額は、当該正味投資額が処分されるまで、資本の部の非株主取引による変動計算書において認識され、株主持分の中で表示しなければならない^(注31)。

このように先進諸国の会計基準において包括利益計算書を導入し、為替換算調整勘定等の貸借対照表資本の部への開示というフレームワークが広がる傾向は、単に外貨換算会計基準の国際的調和の問題ではなく、会計基準全体の国際的調和も視野におい

て検討しなければならない問題である。包括利益とは何か、いつ認識するのかという基本問題も解決していかなければならない問題であるが、少なくとも投資情報という視点に立ったディスクロージャー制度を確立するという金融ビッグバンに対応するには、会計フレームワークそれ自体をどのようにするのかという議論をしていかなければならない。改訂外貨基準では、先に述べたように、個別財務諸表と同様に処分可能利益開示の立場から為替換算調整勘定の資産・負債の部への開示という対応であるが、この点も含めて、十分検討されなければならない問題である。

注

- (注1) 二取引基準の例外が認められる場合として、為替予約契約が取引発生時後に締結されたものであっても、事務手続の都合によってやむを得ず取引発生時後に締結され、外貨建取引に付されていることが立証される場合には取引発生時以前の場合と同様に処理することが認められているようである。小谷融著『「改訂外貨建取引等会計処理基準」逐条解説』税務研究会出版局平成8年3月11日、p.40.
- (注2) 森田哲彌『「外貨建取引等会計処理基準」改訂の要点と考え方』『企業会計』Vol.47,No.9, 1995年、p.27.
また、筆者の考え方は『外貨換算会計基準の国際的調和』（中央経済社平成7年3月）第6章参照のこと。
- (注3) 外貨建取引等会計処理基準、注解11。
- (注4) 外貨建取引等会計処理基準、注解10。
- (注5) 小谷融、前掲著、p.82.
- (注6) 外貨建取引等会計処理基準、注解6。
- (注7) 同上。
- (注8) 森田哲彌『「外貨建取引等会計処理基準」改訂の要点と考え方』『企業会計』Vol.47,No.9, 1995年、p.28.
- (注9) 同上。
- (注10) 白鳥栄一「改訂『外貨建取引等会計処理基準』の課題」『企業会計』Vol.47,No.9,1995年、p.80.
- (注11) 森田哲彌、前掲稿、p.28.
- (注12) 外貨建取引等会計処理基準—2 (1) ②二。
- (注13) 同上基準注解7。
- (注14) 同上基準注解7。
- (注15) 日本経済新聞1998年1月19日朝刊。

- (注16) 外貨建取引等会計処理基準一2 (1) ③。
- (注17) 同上基準三3。
- (注18) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, “Foreign Currency Translation,” Statement of Standard Accounting Practice No.20, ICAEW, 1983, .para.54.
- (注19) Financial Accounting Standards Board, “Foreign Currency Translation,” Statement of Financial Accounting Standards No.52, FASB, 1981, para.12.
- (注20) International Accounting Standards Committee, “The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,” International Accounting Standards No.21 (Revised 1993) , IASC, 1993, para.30.
- (注21) Ibid., para.31.
- (注22) 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」 II 3 (3)。
- (注23) 同上。
- (注24) 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」 II 3 (3)。
- (注25) International Accounting Standards Committee, “ Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates,” International Accounting Standards No.21, IASC, 1983, .para.32.
- (注26) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft No.32, “Comparability of Financial Statements : Proposed amendments to International Accounting Standards 2,5,8,9,11,16,17,18,19,21,22,23 and 25,” IASC, 1989, para.140.
- (注27) 白木俊彦「決算日レート法の多様性」『南山大学経営研究』第11号第2号, 1996年(平成8年) 参照のこと。
- (注28) 森田哲彌「外貨換算と原価主義会計」『成城大学経済研究所年報』9号 April 1996, p.53。
- (注29) 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」 II 3 (4)。
- (注30) Financial Accounting Standards Board, op.cit., pargs.113 and 114.
- (注31) International Accounting Standards Committee , Exposure Draft No.53, “Presentation of Financial Statements,” IASC, 1996., para.101.